平成２８年（フ）第５３号
長野県松本市大字内田545番地７　コーポナカジマＤ－２
債務者　三田村佳重
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５０号
三重県津市久居万町875番地３　コデマリハイツ101号
債務者　塚田　慶一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１号
滋賀県長浜市口分田町425番地７　Ｓ．Ｃ．Ｃ．Ｈ－Ｋ203号室
債務者　追鳥　聖奈
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目22番地　元浜住宅601
債務者　谷野　　登
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９６号
兵庫県尼崎市立花町４丁目16番12号　ハイツ中野Ａ－２、前住所兵庫県尼崎市立花町４丁目13番26号　トレンディー立花102
債務者　萩原運送こと　萩原　伸夫
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３号
鳥取県鳥取市叶315番地１　メルヴェイユ101号、旧住所鳥取県鳥取市西円通寺８番地、従前の住所島根県出雲市斐川町阿宮2317番地14
債務者　保科　久江
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
徳島県徳島市金沢１丁目９番７－242号　金沢団地県営住宅、旧住所徳島県阿南市津乃峰町中分72番地８
債務者　福長　国彦
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１号
愛媛県松山市谷町174番地１
債務者　河西　利也
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５６号
愛媛県松山市西石井１丁目９番27号　グランジュール407号
債務者　泉田　　香
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０号
愛媛県東温市牛渕1957番地１　県営牛渕団地3846号
債務者　福田　敏春
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６３号
愛媛県松山市畑寺町834－１　レオパレスＴＡＫＡＲＡ浅川202号、住民票上の住所愛媛県松山市安城寺町119番地８
債務者　鈴木　翔子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３号
高知県四万十市具同2463番地１　益岡マンション205号
債務者　小山比呂子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第２３号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3470番地５　加来コーポ103号
債務者　嶋田　美保
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２８号
福岡県飯塚市長尾1290番地４
債務者　大里安希子（旧姓田和）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３０号
福岡県飯塚市柏の森940番地６　クリエシティ柏の森403号
債務者　金城　清徳
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７０号
大分市政所１丁目４番47号（ベルエール大在613）
債務者　魚田　泰彦
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係